

承認第3号

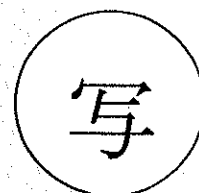
専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成30年4月12日提出

基山町長 松田 一也

平成30年4月12日原案承認



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

基山町長 松 田 一 也

(専決理由)

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）により基礎課税額分に係る賦課限度額及び軽減世帯の判定方法の改正が行われ、平成30年3月31日公布、同年4月1日に施行されることとなる。

このため、法令の施行に併せて、低中所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るとともに税財源を確保するために、基山町国民健康保険条例を改正することが急務であるため。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

基山町長 松田 一也

基山町条例第10号

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第31条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第32条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の基山町国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。